

優生保護法違憲訴訟 東京高裁判決を受けて

2022年3月11日

優生保護法訴訟熊本弁護団

本日、東京高等裁判所第12民事部は、控訴人である北三郎さん（仮名・78歳）の国に対する国家賠償請求において、旧優生保護法の優生条項は憲法13条及び14条に明らかに違反すると断じたうえで、優生手術を積極的に実施させていた厚生大臣の職務行為につき、国は国賠法上の損害賠償責任を負うと判断し、1500万円の請求を認めました。

除斥期間についても、その起算点を優生手術日としたうえで、正義公平の理念に反するような特段の事情があるときは条理により効果を制限するべきとして、本件において特段の事情を認め、一時金支給法の制定された平成31年4月24日から5年間経過するまで除斥の効果は発生しないとしました。

先日の大阪高裁判決につづき、司法が、違憲であることを明言したうえで除斥の効果を制限し、国の責任を認めたことは大変評価されるべきことです。さらには、大阪高裁判決から一步進んで、東京高裁は、除斥の効果の発生を一時金支給法制定日から5年経過まで生じないとしました。この判断は、現在裁判中の全国の原告らに希望を与えるだけでなく、被害を受けながら今もなお提訴にまで踏み切れない優生手術の被害者に対しても、勇気を与える判断であったと思います。国の不作為責任への判断を避けたことは大変残念ではありますが、原告のうけた被害を十分に汲み取ろうとした判決であったと思います。

国には、司法の判断を謙虚に受け止め、自らの責任に真摯に向き合い、原告らに対して謝罪し、その人生被害を償ってほしいと切に願うものです。

熊本弁護団は、本日の判決をさらなる追い風にして、社会から優生思想が一掃され、原告らが真に救済されるまで、原告らと共に闘ってまいります。

以上

原告コメント

渡邊數美さん

「希望が持てるようになってきました。

心のつかえが少しとれたように感じます。

この前の大阪高裁に続いて東京高裁でも逆転勝訴で、

大きく流れが変わってきたと思います。

熊本の訴訟でも、希望を持って頑張ります。」

川中ミキさん（仮名）

「本当に良かった。熊本の裁判でも、同じように判断してもらえることを信じた
い。」